

はじめに

1. 台東区が目指す景観とは

今日、「景観」という言葉は身近な言葉となりつつありますが、私たちの生活の中で、まだなじみの薄い言葉かもしれません。「景観」とはわが国にもともとあった言葉ではなく、欧州で用いられていた Landscape(英)、Landschaft(独)という言葉をもとに造られた造語であり、眺めの対象である「風景」や「景色」と、「観(みる)」という行為を一体的にとらえた概念です。

風景、景色を観る時、そこから受ける心象(美しい、楽しい、やすらぐ・・・など)はさまざまで、個人差もありますが、多くの人が心象を共有することで、その価値が客観性のあるものとなると考えられます。「景観」とは、そのように風景・景色を、できるだけ多くの人に共有されるものとして認識・評価し、より良いものとして守り育てていく事を意図した言葉といえます。

そして、良い景観とは、必ずしも画一的に揃ったもの、ピカピカにきれいなものを意味するのではないと考えます。例えば、地域の住まい方や商い方などの景観が地域の人々に共有され、年月を経ても愛着を持って維持されている様子など、そのまち(地域や界隈、家や店の連なりなど)と人々の関わりから好ましい雰囲気が醸し出されるとき、私たちは「良い景観だなあ」と感じたりするのではないのでしょうか。

台東区の景観は、歴史の中で育まれた名所・景勝地と、職住など多様な土地利用が近接して形づくられています。中でも建物や外構の作り方、通り側に緑を配するなど、近隣やまちへの気遣いが受け継がれており、粋や元気、情緒を重んじてきたことなどからくる佇まいなどが生活文化として通りやまち並みに現れていることが、台東区における良い景観の一つといえます。また、雑多な雰囲気であっても、道ゆく人との対面的な売り買いを意識したまち並みがつくられているアメヤ横丁などの景観も多くの人に愛されています。さらに、こうした多様な景観の魅力が台東区のまちに凝縮され共存することで、一つの大きな景観となっていく事が期待されます。

このような景観について、価値観を共有し合い、維持し育てていくことが、まちの環境を快適・健全にしていくうえでも重要となります。また「良い景観」は、「住み続けたい」「行ってみたい」「住みたい」など、その地域への愛着や文化を醸成する原動力となることはもとより、活気をもたらし、住民の誇りにつながっていく、まちにとって大切な財産となるものと考えます。

景観は、建物を建てる、公園や道をつくる、それらを利用する人たちの活動など、その地域のまちづくり全般にかかわってくるものであり、まちづくりの一環として捉える事が大切です。

しかし、より良い景観とすることは簡単なことではなく、短期に実現できるものではありません。区民や事業者など多くの人たちの協働意識の積み重ねによって実現することが可能だと考えます。

私たちは、このような景観の実現に向け、さまざまな取り組みを行っていきます。

2. 台東区景観計画の背景と主旨

台東区は、歴史的資源や自然的資源、風物など多様な景観資源が集積し、国際的に知られている街でもあり、観光立国に取り組む我が国および東京においても重要な役割を担っていることから、国際的な期待に応えられるよう独特の情景を醸し出した風格ある都市景観にさらに磨きをかけることが必要と考えています。この個性的な景観は、自然環境や地形と、人々の生活や活動が融合する事で形作られてきた地域文化の表れであり、区民の生活を基調としながら、新旧調和した台東区らしい景観を創造していく事が大切です。

台東区では、平成14年に「台東区景観まちづくり条例」を制定し、平成15年には「台東区景観基本計画」（以下、「基本計画」という。）を策定しました。これらに基づき、景観形成ガイドラインによる大規模建築行為の景観協議、景観協定による地区の景観形成、台東区景観ふれあいまつりや台東区景観まちづくりニュースの発行などによる普及啓発に取り組んできました。

一方、東京都心部の他区と同様に台東区においても大規模建築行為等は非常に活発であり、法的担保性の弱い従来の自主条例では、協議内容が活かされないケースも多く、ともすれば上記のような台東区ならではの景観的魅力が埋没しかねない状況もあります。さらに、今日は都市間が個性を競う時代であり、観光・商業地としても、住宅地としても台東区の個性を生かし、魅力を高めていく事が求められており、景観への取り組みはその重要な都市戦略の一つと言えます。そのため、台東区では景観に関する総合的な法律である景観法を活用するなど、これまでの取り組みをより円滑に進めていくため、新たな景観まちづくりの仕組みや施策を講じることとしました。

台東区景観計画は、「台東区基本構想」及び「台東区長期総合計画」に即し、かつ「台東区都市計画マスタープラン」と整合を図りつつ景観法に基づく景観計画として法に規定する事項を定めると共に、「台東区景観条例」等の景観まちづくり施策全体を位置づけ、一体的に運用するものです。

